1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

令和6年4月1日 制定みどり環境局公園緑地維持課

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、土 木工事標準積算基準書によるものとする。
- 2 1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- 3 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の 適用について協議を行うことができるものとする。
- 4 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日 未満積算基準は適用しない。
- 5 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議 に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出するこ と。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ 型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 6 管内一円工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土 木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によること が適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 7 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件 等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。
 - ※ 現場条件等とは、管内一円工事や工事箇所が 1 km を超えて点在する工事などの ことをいう。